

○木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付要綱

令和4年3月16日告示第57号

木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木更津市景観計画（平成28年決定）に定める景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）における景観形成基準に適合し、良好な景観の形成及び魅力あるまちづくりに寄与する景観づくりを行う者に対し、予算の範囲内で木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 重点地区内の建築物又は土地の所有者若しくは重点地区内の建築物又は土地の所有者と賃貸借契約を締結した使用者（以下「所有者等」という。）
- (2) 重点地区内の自治会
- (3) 重点地区内の商店会
- (4) 木更津市景観条例（平成27年木更津市条例第37号。以下「条例」という。）第23条の規定により認定された景観まちづくり団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 市税を滞納している者

(補助対象行為)

第3条 補助金の交付の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、別表に掲げるもので、重点地区における景観形成基準に適合するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業の用に供するものを除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象行為とししない。

- (1) 過去にこの補助金の交付を受けたもの若しくは他の補助金の交付を受け行われた、又は行われるもの。
- (2) 条例の規定に違反しているもの。

(補助対象経費、補助率、限度額及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）、又は限度額のいずれか少ない額とする。

3 複数の補助対象行為を同時に行う場合の補助金の総額の限度額は、第1項の規定にかかわらず120万円とする。

(事前協議)

第5条 第3条に定める補助対象行為のうち、建築物の新築・増築・改築等を行おうとする所有者等（以下「事前協議者」という。）は、補助金の交付の申請をしようとする前に、木更津市景観形成重点地区支援事業事前協議書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 建築確認済証の写し

(2) 位置図、平面図、立面図、屋根伏図その他補助対象行為の内容を表す図面

(3) 工事等見積書の写し

(4) 現況写真（状況がよく分かるもの。）

(5) 建築物又は土地の所有者を証する書類

(6) 建築物又は土地の使用者にあつては、建築物又は土地の所有者との賃貸借契約書の写し及び承諾書

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、事前協議の内容を審査し、適当と認めるときは、木更津市景観形成重点地区支援事業事前協議通知書（別記第2号様式）により、事前協議者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けるようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前条の規定による事前協議を行った場合は、第1号から第5号までの書類の添付は要さない。

(1) 位置図、平面図、立面図、屋根伏図その他補助対象行為の内容を表す図面

(2) 工事等見積書の写し

- (3) 現況写真（状況がよく分かるもの。）
- (4) 建築物又は土地の所有を証する書類
- (5) 建築物又は土地の使用者にあつては、建築物又は土地の所有者との賃貸借契約書の写し及び承諾書
- (6) 市税の滞納がないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、第3条第1項に定める補助対象行為のうち、気軽に行う景観づくり及びその他景観形成に寄与すると市長が認めるものは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、1年度に1回まで申請することができる。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつた場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、交付額その他必要な事項を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、木更津市景観形成重点地区支援事業補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金を交付しない決定をした者に通知するものとする。

（内容の変更）

第8条 補助金の交付の決定を通知された者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた内容を変更しようとする場合は、速やかに市長に対し木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付変更承認申請書（別記第6号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、内容を審査したうえ、その可否を決定するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の通知をした内容の変更について、承認するときは木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付変更承認通知書（別記第7号様式）を、承認しないときは木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付変更不承認通知書（別記第8号様式）を交付決定者に通知するものとする。

（補助対象行為の中止）

第9条 交付決定者が、補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象行為を中止しようとするときは、遅滞なく市長に対し木更津市景観形成重点地区支援事業中止届（別記第9号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象行為の完了した日から起算して30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合はその後の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、木更津市景観形成重点地区支援事業補助金実績報告書（別記第10号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象行為に要した経費の領収書の写し
- （2） 完成写真（実施した補助対象行為の内容が確認できるもの。）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容に不備がない場合は、補助金の額を確定し木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付額確定通知書（別記第11号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者が、補助対象行為が完了し補助金の交付を受けようとするときは、木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定者、又は補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- （1） 第9条の規定による中止届を提出したとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助対象経費以外に補助金を使用したとき。

2 市長は、第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めたときは、補助金の返還を免除することができる。

3 市長は、第1項の規程により既に交付した補助金の全部又は一部を返還させようとする

ときは、木更津市景観形成重点地区支援事業補助金返還請求通知書（別記第13号様式）により、補助金交付者に対し通知するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

別表（第3条第1項、第4条第1項）

補助対象行為	補助対象経費	補助率	限度額
建築物の新築・増築・改築等	外壁、屋根等の工事に係る材料費及び施工費又はプレハブ等の建築物の場合は屋根、外壁等に相当する部分の材料費及び施工費 (当該工事に必要な仮設工事を含む。)	1 / 2 以内	100万円
建築物の修繕・模様替え等	外壁、屋根等の工事に係る材料費及び施工費又はプレハブ等の建築物の場合は屋根、外壁等に相当する部分の材料費及び施工費 (当該工事に必要な仮設工事を含む。)		50万円
屋外建築設備等の配慮 (道路等の公共空間から見える部分)	室外機、配管等を目立たないよう工夫する工事に要する材料費及び施工費		20万円
建築物以外の配慮 (道路等の公共空間から見える部分)	自動販売機、駐車場等を目立たないよう工夫する工事に要する材料費及び施工費 門若しくは塀などの工事に要する材料費及び施工費		20万円
気軽にいく景観づくり (道路等の公共空間から見える部分)	賑わいづくりに資する物品の制作費又は購入費		10万円
その他景観形成に寄与すると市長が認めるもの	市長が必要と認める費用。ただし、交通費、食糧費等を除く。		20万円

別記

第1号様式（第5条第1項）

木更津市景観形成重点地区支援事業事前協議書

年 月 日

木更津市長 様

住 所

氏 名 印

連絡先

法人又は団体にあつては、名称、事務所等の所在地及び代表者の氏名

木更津市景観形成重点地区支援事業について、下記のとおり関係書類を添えて協議します。

記

補助対象行為の場所	木更津市		
補助対象行為の内容	新築 ・ 増築 ・ 改築		
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 建築物・土地所有者	<input type="checkbox"/> 建築物・土地使用者	
	<input type="checkbox"/> 自治会	<input type="checkbox"/> 商店会	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり団体
着手予定年月	年 月	完了予定年月	年 月
交付申請予定額	円		
<p>関係書類</p> <p><input type="checkbox"/>建築確認済証の写し</p> <p><input type="checkbox"/>位置図、平面図、立面図、屋根伏図等の図面</p> <p><input type="checkbox"/>工事等見積書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>現況写真</p> <p><input type="checkbox"/>建築物及び土地の所有を証する書類</p> <p><input type="checkbox"/>建築物及び土地の所有者との賃貸借契約書及び承諾書 (建築物及び土地の使用者が提出する場合)</p> <p><input type="checkbox"/>その他市長が必要と認める書類 ()</p>			

※ 補助対象行為の内容の欄は、建築物の新築、増築、改築について、該当するものに○を付して下さい。

第2号様式（第5条第2項）

木更津市景観形成重点地区支援事業事前協議通知書

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった木更津市景観形成重点地区支援事業については、
下記のとおり協議が終了したので通知します。

記

1 補助対象行為として協議した建築物の概要

- | | | | |
|---------------|------|----------|----------------|
| (1) 補助対象行為の場所 | 木更津市 | | |
| (2) 構造・規模 | 造 | 階建て、延べ面積 | m ² |
| (3) 着手予定年月 | 年 | 月 | |
| (4) 完了予定年月 | 年 | 月 | |

※ 補助金の交付を申請するとき、申請書にこの通知書の写しを添付してください。

様

木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付の申請のあった木更津市景観形成重点地区支援事業による補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助対象行為の場所 木更津市

- 2 交付決定額 円

年 月 日

木更津市長

様

木更津市景観形成重点地区支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった木更津市景観形成重点地区支援事業による補助金について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

交付しない理由

年 月 日

木更津市長

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第8条第1項）

木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日

木更津市長 様

住 所

氏 名 印

連絡先

法人又は団体にあつては、名称、事務所等の所在地及び代表者の氏名

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付の決定の通知を受けた木更津市景観形成重点地区支援事業による補助金について、下記のとおり交付の内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象行為の場所	木更津市	
内容	変更前	
	変更後	
補助対象経費総額	変更前	円（税込）
	変更後	円（税込）
交付申請額	変更前	円
	変更後	円
工事予定期間	変更前	年 月 日 から 年 月 日
	変更後	年 月 日 から 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 図面（変更後） <input type="checkbox"/> 見積書（変更後） <input type="checkbox"/> その他（ ）	

様

木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付で交付変更申請のあった木更津市景観形成重点地区支援事業による補助金について、下記のとおり交付の内容の変更を承認したので通知します。

記

- 1 補助対象行為の場所 木更津市
- 2 変更承認後の内容
- 3 変更承認後の交付金額 円
- 4 その他

年 月 日

木更津市長

様

木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付変更不承認通知書

年 月 日付けで交付変更申請のあった木更津市景観形成重点地区支援事業による補助金の交付の内容の変更について、下記のとおり承認しないので通知します。

記

- 1 補助対象行為の場所 木更津市
- 2 交付変更申請の内容
- 3 変更を承認しない理由

年 月 日

木更津市長

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第9条）

木更津市景観形成重点地区支援事業中止届

年 月 日

木更津市長 様

住 所

氏 名 印

連絡先

法人又は団体にあつては、名称、事務所等の所在地及び代表者の氏名

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付の決定の通知を受けた木更津市景観形成重点地区支援事業について、下記のとおり事業を中止したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 補助対象行為の場所 木更津市

2 中止をする理由

3 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

第10号様式（第10条）

木更津市景観形成重点地区支援事業実績報告書

年 月 日

木更津市長 様

住 所

氏 名 印

連絡先

法人又は団体にあつては、名称、事務所等の所在地及び代表者の氏名

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付の決定の通知を受けた木更津市景観形成重点地区支援事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助対象行為の場所	木更津市
補助対象経費総額	円（税込）
交付決定額	円
精算額	円
工事実施期間	年 月 日 から 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象行為に要した経費の領収書の写し <input type="checkbox"/> 完成写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 ()

様

木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった木更津市景観形成重点地区支援事業による補助金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

- 1 補助対象行為の場所 木更津市
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

年 月 日

木更津市長

第12号様式（第12条）

木更津市景観形成重点地区支援事業補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

住 所

氏 名 印

連絡先

法人又は団体にあつては、名称、事務所等の所在地及び代表者の氏名

年 月 日付け木更津市達第 号をもって交付額の確定の通知のあった木更津市景観形成重点地区支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込指定口座

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	店名	本店 支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様

木更津市景観形成重点地区支援事業補助金返還請求通知書

年 月 日付け木更津市達第 号をもって交付額を確定した木更津市景観形成重点地区支援事業補助金について、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由

年 月 日

木更津市長

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。